

1) このソフトは平成22年度税制及び平成23年度改正大綱に準拠しています

- ・ 税制改正法案が先送りとなっているため、以下の3通りの基準で計算を行っています
- ・ (1) 平成21年基準 小規模宅地の特例の改正前
- ・ (2) 平成22年基準 小規模宅地の特例の改正後 → 現行税制
- ・ (3) 平成23年基準 税制改正大綱に従い税制改正がされたケース
- ・ 23年改正案が実施されるかは不明ですが、いずれこの方向性の改正があると思われます

2) 一般的な相続案件について簡単かつスピーディーに相続税試算を行うソフトです

- ・ よって相続発生後の相続税申告書の作成には全く対応していません
- ・ 複雑な相続関係には対応していません。また、計算可能な法定相続人は15人までです
- ・ 個々の財産(個別の土地、個々の預金etc.)ごとの遺産分割案には対応していません

3) 通常の相続税計算とは計算手順が異なっています

本来の相続税計算では相続人毎の相続財産を決めたのち、これらを集計して総相続財産を算出します。しかし、今回の改正では「申告が必要か不要か」、「課税か非課税か」といった相談が急増すると予想されます。そこで次の手順で計算を行うこととしました。

- ① 相続人の確定(法定割合、基礎控除・生命保険控除の上限額算定)
- ② 小規模宅地の対象地の決定、相続割合の決定(軽減額の算出)
- ③ 小規模宅地以外の不動産、金融資産、債務 等々の決定
- ④ 相続税総額の試算 (申告の要・不要、課税の有無 を判定)
- ⑤ 遺産分割案の決定 → 分割案決定後の生命保険控除等を④へフィードバック
- ⑥ 相続税額の算出
- ⑦ 各人別相続財産・相続税計算の明細
- ⑧ 平成21年、平成22年、平成23年改正案の比較
- ⑨ 平成21年、平成23年改正案に基づく④、⑦の作成

5) 詳細については専門家(税理士等)へご確認下さい

- ・ 各特例措置の適用可否の判断については自己責任でお願いします
- ・ 結果として相続税が課税されなくとも申告は必要となるケースが多くなります
- ・ 実際に相続が発生した場合は速やかに専門家の方にご相談下さい

相続人・法定相続割合

- 相続人の確定を行います（法定相続人は最大15人まで、それ以外は5人まで対応できます）
- 本ソフトは複雑な相続関係が含まれるケースには対応していません
- 本表の内容が以後の計算に自動的に反映されますので正確に入力してください

	相続人(属性or名前)	死亡	遺児	法定割合	同居区分	居宅不所有	事業承継	未成年	障害者	年齢
配偶者	妻			1/2						
子	長男	○	2人							
	次男			1/4	2世帯住(生計別)					
直系尊属										
兄弟										
代襲相続人	長男の第1子			1/8	別居(生計別)			○		16才
	長男の第2子			1/8	別居(生計別)			○		12才
法定相続人以外										

法定相続人数 他

法定相続人の人数	4人
基礎控除上限額	90,000千円
生命保険非課税枠上限	20,000千円

5000万円 + 1000万円 × 法定相続人数

注1) 「生計一」→「生計を一つにする」の略、「2世帯住」→「2世帯住宅に居住」の略

注2) 「みなし同居」の判定は自動的に行います

注3) 税法上、同居であれば生計も一つと判断されます（税務申告や社会保険が別管理でも問題ありません）

注4) 逆に、同居でない場合で生計が一つと判断されるには厳しい条件が付きますのでご注意ください

小規模宅地の特例の適用方法

- 平成22年の改正により、小規模宅地の軽減措置は相続人毎に個別に計算することとなりました
- 小規模宅地の特例を上手に活用するには対象地の遺産分割割合が非常に重要なポイントとなります
- ここでは相続財産全体の分割案を決める前に本特例の適用方針を決定することとします
- 二世帯住宅や併用住宅の計算は複雑となるので、次ページで細かい計算を行います
- 土地が分筆済みのケース、或いは敷地権登記がされている場合は2行に分けて入力してください

小規模宅地の特例を適用を検討する土地

	物件名	土地面積	持分	不動産の利用状況
1	自宅	200.00 m ²		二世帯住宅
2				
3				

注) 軽減額の計算は相続人単位で行いますが、どの土地に特例を適用するかは全相続人共通となります

対象不動産の評価額(特例適用前の評価額)

(単位:千円)

	物件名 ・所在等	土地路線価額 (更地評価)	建物評価額 (固都税評価)	土地 持分 (%)	権利形態等		借地権 割合	権利等の勘案後		課税対象額
					土地	建物		土地評価額	建物評価額	
1	自宅	80,000	8,000	100%	所有権	自家用	70%	80,000	8,000	88,000
2										
3										
対象不動産の特例適用前の課税評価額合計										88,000

注) 被相続人持分が空欄の場合は100%として計算します

対象不動産の遺産分割案

貸付事業事業主となる相続人は「貸付」欄に○印(複数可)

(単位:千円)

	物件/利用状況	No.1			No.2			No.3			相続人 相続額
		二世帯住宅									
	相続人	割合	相続額	貸付	割合	相続額	貸付	割合	相続額	貸付	
1	妻	50%	44,000								44,000
2	次男	50%	44,000								44,000
3	長男の第1子										
4	長男の第2子										
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
			88,000			0			0		88,000

注) 概算計算が目的ですので税法上の端数処理は行っていません

小規模宅地の特例の適用方法

- 平成22年の改正により、建物用途ごとの床面積割合に応じて小規模宅地の判定をすることとなりました。
- 下の表で建物利用状況に対応した用途別の割合を入力してください。
- 「対象外」とは、敷地内に特例の対象外の土地が含まれている場合に使用する欄です。それが無い場合はゼロとしてください。
「対象外」の例 ～ 敷地の一部を青空未舗装駐車場として賃貸、賃貸を止めて長期空室となった建物や部屋の敷地相当部分 等々

小規模宅地対象地の利用状況（用途別の建物床面積割合）

（単位：％）

	物件名	土地面積 (㎡)	不動産の利用状況	被相続人 居宅部分	二世帯住宅 相続人 居住部分	生計一 親族 居住用	特定事業地	貸付事業地	対象外
1	自宅	200.00	二世帯住宅	50	50				
2								100	
3									

※ 上の割合により土地面積を按分します。但し、按分された面積が全体の限度面積を超える場合は限度面積を上限とします

税務上の取扱区分 及び 小規模宅地の特例が適用可能となる相続人

	物件名	対象面積 (上限 ㎡)	税務上の取扱	特例が適用される可能のある相続人
A	自宅	100.00	二世帯住(被相続人居住部)	配偶者、
B	自宅	100.00	二世帯住(生計別親族居住部)	
C				
D				
E				

※ 「みなし同居」が該当する場合は、下で指定が無ければ取り敢えず「みなし同居」が適用されたものとして計算します

みなし同居の適用	このケースは対象外です	
----------	-------------	--

※ 「みなし同居」を選択すると、同居親族がいない場合に適用される「3年以内に所有不動産に居住したことがない親族」は対象外となります

	物件名・税務上の扱い	適用される特例	優先順位設定前			優先順位設定後		
			適用面積	(換算)	軽減額	適用面積	(換算)	軽減額
A	自宅 二世帯住(被相続人居住部)	特定居住用宅地(軽減率80%)	50.00	(83.33)	16,000			
B	自宅 二世帯住(生計別親族居住部)	(特例対象外)						
C								
D								
E								
			50.00	(83.33)	16,000			

優先順位の決定	限度面積の範囲内のため順位付けの必要はありません	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位

以上より小規模宅地の特例による軽減額等は以下の通り

土地評価額の合計	80,000 千円
建物評価額の合計	8,000 千円
土地・建物評価額の合計	88,000 千円
特例による軽減額	▲ 16,000 千円
特例適用後の課税評価額	72,000 千円

詳細は次ページの「小規模宅地の特例 相続人別計算明細」をご参照ください

小規模宅地の特例 相続人別計算明細

		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5																
物件名		自宅		自宅																		
全体の土地面積(利用形態による区分前)		200.00 m ²		200.00 m ²																		
全体の評価額		80,000 千円		80,000 千円																		
利用形態		二世帯住(被相続人居住部)		二世帯住(生計別親族居住部)																		
物件全体に占める割合		50.0 %		50.0 %																		
上の割合に応じた用途別土地面積		100.00 m ²		100.00 m ²																		
土地評価額		40,000 千円		40,000 千円																		
小規模宅地の種類		特定居住用宅地		(特例対象外)																		
種類ごとの上限面積		240.00 m ²		240.00 m ²																		
特例による軽減率		80%		80%																		
特例が適用される相続人		配偶者、																				
相続人		同居区分		相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額	相続面積	特例適用	軽減額計	
法定相続人	1 妻	二世帯住(生計別) 別居(生計別) 別居(生計別)	50.00	50.00	16,000	50.00													100.00	50.00	16,000	
	2 次男		50.00			50.00														100.00		
	3 長男の第1子																					
	4 長男の第2子																					
	5																					
	6																					
	7																					
	8																					
	9																					
	10																					
	11																					
	12																					
	13																					
	14																					
	15																					
それ以外																						
合計		100.00	50.00	16,000	100.00														200.00	50.00	16,000	
限度面積要件の判定			83.33																	83.33		

(単位 面積→m²、金額→千円)

- 1) 限度面積超過により順位付けが行われた場合、相続人間の軽減対象面積の配分は遺産分割割合に応じて行うものとします
- 2) 貸付事業用宅地として特例の適用を受けるには、相続人が賃貸事業の事業主となる必要があります。未成年者等を相続人とする場合はご注意ください
- 3) 本計算は「相続人」シートの同居区分に従って処理しています。同居区分欄の入力に誤りが無いかご確認下さい
- 4) これは相続税の試算を行うための簡易計算ですので、正確な計算を必要とされる場合は必ず税理士等へご確認下さい

小規模宅地の特例対象外の不動産

- 小規模宅地の特例対象とした不動産を除きます
- このソフトは概算用ですので、下の個々の不動産ごとの遺産分割案は作成しません
- よって同種の不動産(例:同一地区の底地etc)は1行にまとめても全く問題はありません
- 画地条件(奥行逓減etc.)の計算は別ソフト「土地相続税評価」をご使用下さい

小規模宅地の対象外とされた不動産

(単位:千円)

	物件名 ・所在等	土地路線価 (更地評価)	建物評価額	持分 (%)	権利形態等		借地 割合	権利等の勘案後		課税対象額
					土地	建物		土地評価額	建物評価額	
1								0	0	0
2								0	0	0
3								0	0	0
4								0	0	0
5								0	0	0
6								0	0	0
7								0	0	0
8								0	0	0
9								0	0	0
10								0	0	0
11								0	0	0
12								0	0	0
13								0	0	0
14								0	0	0
15								0	0	0
16								0	0	0
17								0	0	0
18								0	0	0
19								0	0	0
20								0	0	0
21								0	0	0
22								0	0	0
23								0	0	0
24								0	0	0
25								0	0	0
26								0	0	0
27								0	0	0
28								0	0	0
29								0	0	0
30								0	0	0
							合 計	0	0	0

小規模宅地以外の不動産の課税評価額合計

0 千円

不動産を除く相続財産の内訳

単に相続税総額の試算を行う場合は、各資産毎にまとめて概算額を入力してもかまいません
但し、遺産分割方法や遺言書の作成を検討する際には、細目に分けて入力すると便利です

(単位:千円)

財産種類	細目・名称等	金額	補足説明
現預金 ・その他	預金	15,000	
	現預金・株式等		
	B社株式	5,000	
	家庭用財産	4,000	家庭用財産 他
その他			
生命保険	C生命	10,000	※生命保険控等の 控除前の金額 (住宅ローンの団体信用 生命保険も入力)
	団体生命	10,000	
死亡退職金			※退職手当金等の 控除前の金額
ローン・債務	銀行ローン	10,000	※ローンの団体信用生命 保険が付く場合は、上の 生命保険欄に同額を入力
葬儀費用・寄付金等	寄付金		
	葬儀費用	3,000	

上の表より、不動産以外の相続財産は下記の通り

金融資産 他	24,000 千円
生命保険等	20,000 千円
死亡退職金	0 千円
ローン・債務	▲ 10,000 千円
葬儀費用・寄付金等	▲ 3,000 千円
合計	31,000 千円

2010年度(平成22年度)税制に基づく相続税額等の試算

法定相続人数・基礎控除 他

相続財産総評価額	119,000 千円
法定相続人数	4 人
基礎控除上限額	90,000 千円
生命保険非課税枠上限	20,000 千円

※ 各種控除実施前

相続税はゼロでも申告は必要です

相続財産・課税遺産総額

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	88,000	▲ 16,000	72,000
不動産(それ以外)	0		0
現預金その他総額	24,000		24,000
生命保険	20,000	▲ 20,000	0
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 10,000		▲ 10,000
葬儀費用・寄付等	▲ 3,000		▲ 3,000
基礎控除前 合計	119,000	▲ 36,000	83,000
基礎控除			83,000
課税遺産総額			0

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に自動的に見直されます

法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

	法定割合	相続額 (a)	税率 (b)	速算控除 (c)	$a \times b - c$	相続税総額 × 法定割合	2割加算
妻	50%						
次男	25%						
長男の第1子	13%						
長男の第2子	13%						
		0		相続税総額→	0		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

相続税総額	0 千円
配偶者税額軽減	0 千円
加算額	0 千円
課税総額※	0 千円

これは相続税の概要を把握するための参考値です。
平成22年の改正により、小規模宅地を適用する土地の遺産分割方法により相続税総額が大きく変化することとなりました。
実際の課税額については「税額計算」をご参照下さい。

※小規模宅地の分割方法によっては、上のように法定割合を適用することが不可能なケースもあります

※課税額の実際の計算では相続税総額の配分に際して端数調整がされるため、上の課税額とは誤差が生じます

遺産分割案の作成

- 相続税の概算を求めることが目的あるため、相続割合は集計された財産ごとに決めることとします
- 小規模宅地の特例の対象不動産については、設定済みの相続割合を反映します
- 上段で相続割合を決めると、下段で相続額(軽減・控除前)が表示されます

遺産分割案(各種軽減措置・控除実施前の評価額ベース)

(単位：% 又は 千円)

	相続人	相続放棄	小規模宅地	その他不動産	生命保険	死亡退職金	他の金融資産	負債	葬儀費用	評価額
			88,000		20,000		24,000	▲ 10,000	▲ 3,000	119,000
遺産分割割合	妻		50		50		50	50	50	50.0
	次男		50				10	50	50	33.5
	長男の第1子				25		20			8.2
	長男の第2子				25		20			8.2
	法定相続人									
	未分割割合									
評価額 (軽減・控除等実施前)	妻		44,000		10,000		12,000	▲ 5,000	▲ 1,500	59,500
	次男		44,000				2,400	▲ 5,000	▲ 1,500	39,900
	長男の第1子				5,000		4,800			9,800
	長男の第2子				5,000		4,800			9,800
	法定相続人									
それ以外										
未分割財産額										

※この分割案により生命保険・死亡退職金の控除額が変化し、前出の相続税総額が修正されました

遺産分割案に基づく相続税額試算

- 遺産分割案に基づく相続税額を算出します
- 各種特例等による控除額については「各人別 相続税額計算・相続財産内訳」をご参照ください

相続税総額 (A)	0 千円
-----------	------

相続税額計算

(単位:千円)

		相続財産(控除前)		課税対象額		算出税額 (A × b)	加算額	配偶者控除 ・税額控除	納税額
		金額	割合	金額	(b)				
法定相続人	妻	59,500	50.0%	33,500	40.4%	0	0	0	0
	次男	39,900	33.5%	39,900	48.1%	0	0	0	0
	長男の第1子	9,800	8.2%	4,800	5.8%	0	0	0	0
	長男の第2子	9,800	8.2%	4,800	5.8%	0	0	0	0
それ以外									
		119,000		83,000		0	0	0	0

(基礎控除実施前)

配偶者への税額軽減

	金額	非課税限度
配偶者の相続財産額	33,500 千円	160,000 千円
同 (算出)税額	0 千円	0 千円



軽減額	0 千円
軽減後税額	0 千円

相続人全体への課税関係

評価額	相続財産総額	119,000 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 16,000 千円
	生命保険控除等	▲ 20,000 千円
	相続財産 (小計)	83,000 千円
	基礎控除	▲ 83,000 千円
	課税対象額	0 千円
税額	相続税総額	0 千円
	加算額	0 千円
	配偶者控除	0 千円
	税額控除	0 千円
	相続税額 (納税額)	0 千円

- ① ここでは二次相続についての計算は行いません
- ② 現行税制では小規模宅地の利用状況(同居の有無etc.)により税額が大きく変化してしまいます
- ③ よって二次相続の発生時点での課税対象額は改めて計算する必要があります

各人別 相続税額計算 ・ 相続財産内訳

相続税総額 0

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額
法定相続人	1 妻		59,500	50.0%	33,500	40.4%							0
	2 次男		39,900	33.5%	39,900	48.1%							0
	3 長男の第1子		9,800	8.2%	4,800	5.8%							0
	4 長男の第2子		9,800	8.2%	4,800	5.8%							0
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
それ以外	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
			119,000		83,000								

各人別相続財産内訳

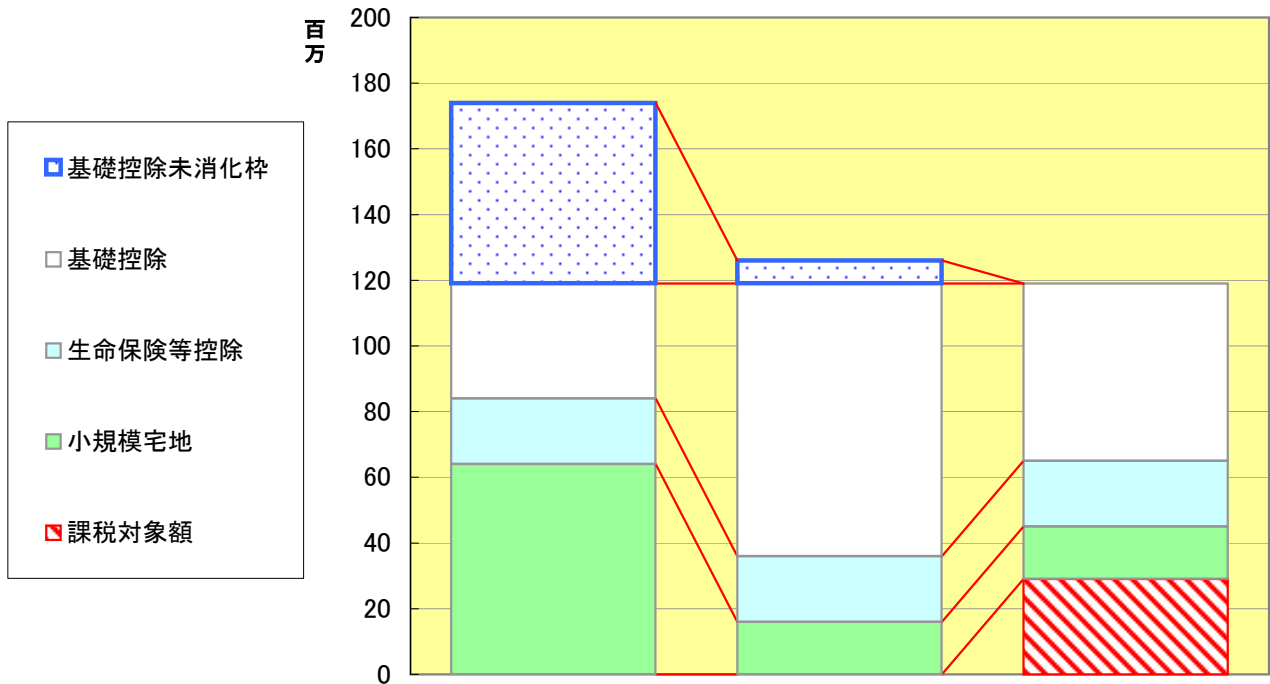
(単位:千円)

	相続人	放棄	小規模宅地			その他不動産	生命保険			死亡退職金			その他金融資産	債務	葬儀費用・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻		44,000	▲ 16,000	28,000		10,000	▲ 10,000				12,000	▲ 5,000	▲ 1,500	
	2 次男		44,000		44,000							2,400	▲ 5,000	▲ 1,500	
	3 長男の第1子						5,000	▲ 5,000				4,800			
	4 長男の第2子						5,000	▲ 5,000				4,800			
	5														
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			88,000	▲ 16,000	72,000		20,000	▲ 20,000				24,000	▲ 10,000	▲ 3,000	

税制改正が相続税へ与える影響

- 現状では平成23年度の税制改正が年度中に実施されるかは不透明な状況です
- 仮に実施された場合でも当面は現行基準(平成22年度基準)が適用されることになると考えられます
- 一方、既に平成22年度改正により小規模宅地の軽減額は実質的に大幅圧縮されています
- そこで、平成21年度基準に対し、現行基準と平成23年度(税制改正案)基準の比較を行うこととします

		平成21年(2009)基準	平成22年(2010)基準 現行税制	平成23年(2011) 税制改正案
評価額	相続財産総額	119,000 千円	119,000 千円	119,000 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 64,000 千円	▲ 16,000 千円	▲ 16,000 千円
	生命保険控除等	▲ 20,000 千円	▲ 20,000 千円	▲ 20,000 千円
	相続財産(小計)	35,000 千円	83,000 千円	83,000 千円
	基礎控除	▲ 35,000 千円	▲ 83,000 千円	▲ 54,000 千円
	課税対象額	0 千円	0 千円	29,000 千円
控除	各種控除合計額	▲ 119,000 千円	▲ 119,000 千円	▲ 90,000 千円
	基礎控除の未消化枠	55,000 千円	7,000 千円	0 千円
税額	相続税総額	0 千円	0 千円	3,125 千円
	加算額	0 千円	0 千円	0 千円
	配偶者控除	0 千円	0 千円	▲ 1,261 千円
	税額控除	0 千円	0 千円	▲ 361 千円
	相続税額(納税額)	0 千円	0 千円	1,502 千円



小規模宅地の評価軽減額(小規模宅地の軽減を全相続人に適用)

物件名	土地面積	土地評価	特例区分	軽減率	軽減対象割合	軽減額
1. 自宅	200.00 m ²	80,000 千円	特定居住用宅地	80%	100%	64,000 千円
2.						
3.						
平成21年基準による軽減額						64,000 千円
税制改正後の軽減額との差額						48,000 千円

法定相続人数・基礎控除

	平成21年度税制
法定相続人数	4 人
基礎控除	90,000 千円
生命保険非課税枠上限	20,000 千円

相続財産(平成21年基準)

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	88,000	▲ 64,000	24,000
不動産(それ以外)	0		0
現預金その他総額	24,000		24,000
生命保険	20,000	▲ 20,000	0
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 10,000		▲ 10,000
葬儀費用・寄付等	▲ 3,000		▲ 3,000
基礎控除前 合計	119,000	▲ 84,000	35,000
基礎控除			35,000
課税遺産総額			0

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に平成21年基準に従い自動的に見直されます

(平成21年基準)法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

相続人	法定割合	相続額(a)	税率(b)	速算控除(c)	a×b-c	相続税総額×法定割合	2割加算
妻	50%	0	0%	0	0	0	0
次男	25%	0	0%	0	0	0	0
長男の第1子	13%	0	0%	0	0	0	0
長男の第2子	13%	0	0%	0	0	0	0
		0		相続税総額→	0		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

	平成21年基準
相続税総額	0 千円
配偶者税額軽減	0 千円
加算額	0 千円
課税総額※	0 千円

※本表は比較のために作成した参考資料です。各特例の適用基準の変更等を完全にサポートしたものではありません。

※生命保険・死亡保険金の控除額は現行基準と比較するため、遺産分割案とリンクさせて旧基準で計算しています

2009年度(平成21年度)基準による 各人別 相続税額計算・相続財産内訳

相続税総額 0

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額
法定相続人	1 妻		59,500	50.0%	17,500	50.0%							0
	2 次男		39,900	33.5%	7,900	22.6%							0
	3 長男の第1子		9,800	8.2%	4,800	13.7%							0
	4 長男の第2子		9,800	8.2%	4,800	13.7%							0
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
それ以外	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
			119,000		35,000								

各人別相続財産内訳

(単位:千円)

	相続人	放棄	小規模宅地			その他 不動産	生命保険			死亡退職金			その他 金融資産	債務	葬儀費用 ・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻		44,000	▲ 32,000	12,000		10,000	▲ 10,000					12,000	▲ 5,000	▲ 1,500
	2 次男		44,000	▲ 32,000	12,000								2,400	▲ 5,000	▲ 1,500
	3 長男の第1子						5,000	▲ 5,000					4,800		
	4 長男の第2子						5,000	▲ 5,000					4,800		
	5														
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			88,000	▲ 64,000	24,000		20,000	▲ 20,000				24,000	▲ 10,000	▲ 3,000	

2011年(平成23年)税制改正大綱に基づく相続税総額の算出

法定相続人数・基礎控除 他

相続財産総評価額	119,000 千円
法定相続人数	4 人
基礎控除上限額	54,000 千円
生命保険非課税対象	3 人
同 非課税枠	15,000 千円

※ 各種控除実施前

相続税の申告が必要です

相続財産・課税遺産総額

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	88,000	▲ 16,000	72,000
不動産(それ以外)	0		0
現預金その他総額	24,000		24,000
生命保険	20,000	▲ 20,000	0
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 10,000		▲ 10,000
葬儀費用・寄付等	▲ 3,000		▲ 3,000
基礎控除前 合計	119,000	▲ 36,000	83,000
基礎控除			54,000
課税遺産総額			29,000

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に自動的に見直されます

法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

	法定割合	相続額 (a)	税率 (b)	速算控除 (c)	$a \times b - c$	相続税総額 × 法定割合	2割加算
妻	50%	14,500	15%	500	1,675	1,563	
次男	25%	7,250	10%		725	781	
長男の第1子	13%	3,625	10%		363	391	
長男の第2子	13%	3,625	10%		363	391	
		29,000		相続税総額→	3,125		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

相続税総額	3,125 千円
配偶者税額軽減	▲ 1,563 千円
加算額	0 千円
課税総額※	1,563 千円

これは相続税の概要を把握するための参考値です。
平成22年の改正により、小規模宅地を適用する土地の遺産分割方法により相続税総額が大きく変化することとなりました。
実際の課税額については「税額計算」をご参照下さい。

※小規模宅地の分割方法によっては、上のように法定割合を適用することが不可能なケースもあります

※課税額の実際の計算では相続税総額の配分に際して端数調整がされるため、上の課税額とは誤差が生じます

2011年(平成23年)税制改正大綱に基づく 各人別 相続税額計算・相続財産内訳

相続税総額 3,125 千円

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額
法定相続人	1 妻		59,500	50.0%	33,500	40.4%	1,261		▲ 1,261				0
	2 次男		39,900	33.5%	39,900	48.1%	1,502						1,502
	3 長男の第1子		9,800	8.2%	4,800	5.8%	181			▲ 181			0
	4 長男の第2子		9,800	8.2%	4,800	5.8%	181			▲ 181			0
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
それ以外	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
			119,000		83,000		3,125		▲ 1,261	▲ 361			1,502

各人別相続財産内訳

(単位:千円)

	相続人	放棄	小規模宅地			その他不動産	生命保険			死亡退職金			その他金融資産	債務	葬儀費用・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻		44,000	▲ 16,000	28,000		10,000	▲ 10,000					12,000	▲ 5,000	▲ 1,500
	2 次男		44,000		44,000								2,400	▲ 5,000	▲ 1,500
	3 長男の第1子						5,000	▲ 5,000					4,800		
	4 長男の第2子						5,000	▲ 5,000					4,800		
	5														
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			88,000	▲ 16,000	72,000		20,000	▲ 20,000				24,000	▲ 10,000	▲ 3,000	